

千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令

平成10年3月1日
本部訓令第6号

千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令を次のように定める。

千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察職員の身分証明書（以下「身分証明書」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(交付)

第2条 身分証明書は、千葉県警察に勤務する一般職員及び県本部に勤務する警察官のうち所属長の申請に基づき本部長が交付する。

(形式)

第3条 身分証明書の形式は、身分証明書（別記第1号様式）のとおりとする。

2 身分証明書の表面には、私服上半身の写真をはり付けて、千葉県警察の公印に関する訓令（平成19年本部訓令第15号）第5条に定める千葉県警察本部2号印を刻印し、右下隅に千葉県警察本部長印1号印を押印するものとする。

(不正使用の禁止)

第4条 職員は、身分証明書を不正に使用し、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 職員は、身分証明書を丁寧に取り扱い、紛失、き損等をしないように注意しなければならない。

(再交付)

第5条 所属長は、次に掲げる場合、速やかに身分証明書再交付申請書（別記第2号様式）により、再交付の手続きをとらなければならない。

(1) 職員が、身分証明書を紛失及び破損したとき。

(2) 職員の氏名、階級及び職名に異動があるとき。

(返納)

第6条 所属長は、所属の職員が退職し、又は死亡したとき及び人事異動により身分証明書交付対象外の所属に転出したときは、速やかに身分証明書返納書（別記第3号様式）により身分証明書を返納しなければならない。

(交付事務等)

第7条 この訓令による身分証明書の交付の事務は、警務部警務課において行う。交付にあたっては、身分証明書交付台帳（別記第4号様式）に必要な事項を記載し、警察官と一般職員は別冊とする。

2 前条の規定により返納された身分証明書は、警務部警務課において身分証明書交付台帳に必要な事項を記入した後、廃棄する。

以下別記様式省略